

七宗町デザインマニュアル（エレメント）使用許可申請書

年 月 日

七宗町長

加 納 福 明 様

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

七宗町デザインマニュアル使用規則第2条第2項の定めに基づき、次のとおり
七宗町デザインマニュアル（エレメント）の使用許可申請をいたします。

使 用 者 氏 名

申請者との関係

使 用 者 の 住 所

使 用 の 目 的

（用途、数量、形式等
できるだけ具体的に記入し
てください。：別紙可）

宗ふ振第 号

下記のとおり、七宗町デザインマニュアル（エレメント）の使用を許可します。
但し、作成したものは、現物又は写真を速やかに提出すること。

条 件

使用許可申請書に記載の目的に限り、使用を許可します。
使用期間：令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
使 用 料： - 円
使用基準：デザインマニュアルに定める使用基準を遵守すること。

令和 年 月 日

七 宗 町 長

加 納 福 明

七宗町デザインマニュアル使用規則

七 宗 町
七宗町商工会

(目 的)

第1条 この規則は、七宗町イメージアップ行動計画により、七宗町並びに七宗町商工会が管理する「七宗町デザインマニュアル(エレメント)」(以下「マニュアル」という)の適切な使用に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(管理者及び使用者)

第2条 管理者は、七宗町(以下「甲」という)及び七宗町商工会(以下「乙」という)とし、甲並びに乙は七宗町デザインマニュアル使用簿を作成し、マニュアルの善良な管理保全を図るものとする。
2. マニュアルを使用するものは、甲若しくは乙へ使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用範囲)

第3条 マニュアルを使用できる範囲は、次のとおりとする。

- (1)甲及び乙の傘下の各団体並びに公的機関の使用
- (2)乙の会員である事業者の使用
- (3)その他、甲及び乙が適当と認めるもの。

(使用基準)

第4条 マニュアルに定める、V I 開発によるデザインエレメントの使用基準を遵守することとする。
2. マニュアルに定めのないデザインエレメントの使用方法については、甲及び乙により協議の上使用の基準を定めることとする。

(使用の許可及び変更並びに取消)

第5条 甲及び乙は、所定の使用許可申請書に基づいて協議し、使用を許可する。許可のないものは、使用することが出来ないものとする。
2. 次の各号の1に該当するときは、その使用許可を変更させ、又は取消しすることが出来る。
(1)使用者が、過去において規則に違反した事実が認められるもの。
(2)使用目的が、甲及び乙の事実運営上不当と認められるもの。
(3)使用内容が、申し出と相違しているもの。
(4)使用者が、使用日より2日前までに取消し又は変更の申し出があったとき。

(使用料及び使用期間)

第6条 マニュアルの使用料は原則として無料とするが、商品として使用する場合は、使用料を徴

収する場合がある。

2. 使用料を徴収する場合は、別に使用料金及び使用期間を定めることとする。

3. 使用期間は、使用許可申請から5年間とし、期間満了後継続使用を希望するものは、新たに使用許可を受けるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない必要な事項は、甲乙協議の上別途定める。

附則

(実施の時期) この規則は、平成9年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年7月28日から施行する。

























